

山形市における文化部活動の方針

中学校編

令和元年12月

山形市教育委員会

目次

◇はじめに	1
◇山形市における本方針策定の趣旨等	2
1 適切な運営のための体制整備	3
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み	5
3 適切な文化部活動の運営	6
4 文化部活動における事故防止	9
5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	11
6 学校単位で参加する大会等の見直し	12
<参考資料>	
参照 1 事故発生時の連絡体制	13
参照 2 危険等発生時(心停止)における心肺蘇生及びAED活用の指針	14
参照 3 小・中学校における熱中症事故防止について	16
参照 4 熱中症対応フロー	18
参照 5 落雷事故防止の防止について	19
参照 6 落雷基礎知識	19
参照 7 山形市立小・中学校管理規定	20

はじめに

学校教育の一環として行われる文化部活動は、芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、芸術文化等を通して交流したり、より高い水準の技能等に挑戦したりする中、芸術文化等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

また、技能等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義を持っています。

しかしながら、近年、生徒を取り巻く社会・経済の変化等により教育等に関する課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えています。とりわけ文化部活動においては、少子化に伴う運営体制の脆弱、過度な練習による生徒の身体的・精神的負担、教員の多忙化等多くの課題があります。

山形市教育委員会は、このような課題を踏まえ、平成31年3月に策定されました「山形市における運動部活動の方針」に準じ、また、平成30年12月文化庁策定の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び令和元年7月県教育委員会策定の「山形県における文化部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中等部編」「高等学校・特別支援学校高等部編」に基づき、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、文化部活動の在り方を見直し、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長を図るため、この度、「山形市における文化部活動の方針」を策定しました。

本方針を踏まえ、文化部活動に関わるすべての者が部活動の望ましい指導・運営に関する体制を構築し、生徒が豊かな芸術文化等の活動を実現するための資質・能力を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることを目指すとともに、教員のワークライフバランスの実現が図られることを期待します。

結びに、本方針の策定にあたり、御協力賜りました「山形市における文化部活動の方針策定委員会」の各委員、その他関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

令和元年12月

山形市教育委員会教育長 荒澤賢雄

山形市における本方針策定の趣旨等

○本方針は、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月 文化庁策定）（以下、「国のガイドライン」という。）に則り、「山形県における文化部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中等部編」（令和元年7月 県教育委員会策定）（以下、「県の方針」という。）を参考に、義務教育である中学校段階の文化部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ▶学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ▶生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ▶休養日や活動時間を適切に設定することにより、地域や家族との関わる機会を増やし、生徒が多様な学びや経験をする場を増やし、自らの興味・関心を深く追求する機会の充実を図ること。
- ▶知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多彩な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ▶文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

○市立中学校にあっては本方針を参考に、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

○山形市教育委員会は、学校が行う改革に必要な支援等に取り組むとともに、本方針に基づき各学校の文化部活動改革の取組み状況について、定期的にフォローアップを行う。

○小学校段階における学校教育の一環として行われる文化等の活動においても、校長は、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、本方針に則り、休養日や活動時間を適切に設定する。

○この方針については、国のガイドライン、県の方針の変更や適用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 校長は、各中学校にあっては本方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定する。

文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。

イ 校長は、山形市教育委員会が作成した様式を参考に「学校の方針」の策定を行う。

ウ 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページによる公表や保護者への通知等により周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員*1の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 山形市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用して学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、定期的に研修を行う。

ウ 山形市教育委員会は、学校が部活動指導員及び外部指導者*2を活用しやすくするため、芸術文化関係団体等と連携して、専門的な指導力を有する地域の人材に関する学校への情報提供に努めることとする。

*1 部活動指導員：各自治体が雇用する者で、担当の教諭等と日常の活動内容や生徒の様子などの情報を共有し教諭に代わって単独で指導、引率する者（学校教育法施行規則78条の2に規定する者）

*2 外部指導者：学校長が委嘱等の文書で契約が交わされた指導者（コーチ）で、技術指導を担当する者。教員の代わりに生徒の引率等はいできない。

- エ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- オ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- カ 校長は、文化部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会（仮称）を設置し、各文化部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会（仮称）は、学校の教職員のみならず、保護者、地域の関係者、地域医療関係者等も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。
- キ 山形市教育委員会及び県教育委員会は、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。
- ク 山形市教育委員会及び校長は、教員の文化部活動への関与について、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（平成31年1月25日付け30文科初第1424号文部科学省初等中等教育局長通知）」及び「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ケ 校長は、各文化部の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。
文化部顧問は事前に、月毎のスケジュール*3を保護者等に提示するとともに、校長へ提出するなど、活動予定を明確にし、共通理解を図るよう努める。
また、各文化部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制、移動等の安全の確保及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

*3 「月毎のスケジュール」とは、活動日・活動開始時刻・終了時刻・場所・主な活動内容などが明記されているものとする。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。山形市教育委員会は、県教育委員会と連携し、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長及び文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、文化部活動での指導で体罰・ハラスメント等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されない行為であるとの認識をもち、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

山形市教育委員会は、それらの取組みが徹底されるよう日頃より研修・啓発に努め、適宜、指導・是正を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を妨げること等を正しく理解する。あわせて、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた適切な指導を行う。また、専門的知見を有する教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動指導のための各種手引の活用

文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な文化部活動の運営

各学校の文化部活動の運営については、下記の点に留意し、適切に行うものとする。

休養日	週当たり：平日1日以上 土曜日及び日曜日（以下「週休日」という）1日以上
活動時間	平日2時間程度、週休日等3時間程度
長期休業中の休養日	ある程度長期の休養期間を設ける（連続した休養日の設定）
始業前練習	禁止
学校管理下外の活動	
(a) クラブ等での活動	個人として自らの技能等の向上を目指し、学校外のクラブ等に所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握する
(b) 保護者会主催の練習会	保護者会の目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る
(c) 部活動と同様のクラブ等の活動	部活動の活動時間と合わせて上記基準内の活動とする

ア 山形市教育委員会及び学校は、文化部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準として遵守する。

① 学期中の休養日の設定

- ・休養日は、週当たり2日以上（平日1日以上、週休日1日以上）となるように設定する。

② 1日の活動時間

- ・長くとも、平日では2時間程度、学校の休業日（週休日、休日、長期休業日）では3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、大会やコンクール、コンテスト、発表会、合宿等（以下「大会等」という）や地域からの要請により参加する地域の行事・催し、「外部から指導者を招聘しての練習会等」*4については上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際は、毎週のように大会等に参加するなど、生徒や教員の過度な負担とならないようにする。

③ 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。
- ・文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・ある程度長期の休養期間後に文化部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮して、急激に再開せず段階的に活動を始めるなど、配慮する。

④ 学期中の始業前練習（朝練習）

- ・始業前練習については禁止とする。
- ・ただし、校長が、「中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会、地域の行事・催し等」開催日当日の始業前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、実施することができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。

⑤ 学校管理下外*5の生徒の活動について

(a) クラブ等での活動

校長は、運動部も含めた各部顧問（生徒が部活動に所属していない場合は担任）に対し、個人として自らの技能の向上を目指し、学校外のクラブ等に所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。

*4 「外部から指導者を招聘しての練習会等」とは、県外などからの旅費を伴うような練習会であり、月に1回程度の練習会とする。なお、外部から指導者を招聘しての練習会を開催する場合には、週間、月間、年間単位で、休養日を振替えることで過度な負担にならないようにする。

*5 学校管理下外の活動とは、以下の場合を除いた活動となる。

- 学校管理下とは
- ①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
 - ②学校の教育計画に基づいて行われる課外指導（部活動）を受けている場合
 - ③休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
 - ④通常の経路及び方法により通学する場合
 - ⑤その他、文部科学省令で定める場合
- 「日本スポーツ振興センター法施行令」より

(b) 保護者会主催の活動*6

校長は、文化部活動にかかわる保護者会が設置されている場合、保護者会の目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

(c) 文化部活動と同じ内容の活動*7について

校長は、各文化部顧問に対し、学校管理下外の活動が、学校の文化部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の文化部活動と当該活動*7の活動日・活動時間を合わせても、上記①～④の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるよう指導する。

なお、校長は、当該活動*7への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

イ 山形市教育委員会は、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1 (1) アに掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、以下のようなことも考えられる。

- ・校長は、定期試験前後の一定期間等に、各部共通、学校全体の部活動休養日を設定する。
- ・校長は、「中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会（地域からの要請を含む）などの」前に特別強化期間*8等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設定したうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。

*6 保護者会主催の活動とは、学校の部活動顧問が関わらず、単一学校の単一文化部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、文化部活動が休養日の時に活動したりすることをいう。

補足：社会教育活動の一環として、責任の所在やその他の事項を明確にした規約のもとに、対象を必ずしも部員に限定しない別組織が設立される場合には、保護者会とは区別されるものである。

(山形県中学校校長会申し合わせ事項より)

*7 学校の外部指導者等がクラブの指導者となり、構成メンバーが学校の部活動の部員とほぼ変わらないメンバーで行われるが、学校管理下の部活動としては扱わないクラブ活動や部活動が休養日の時に活動したりする活動を指す。

補足：学校管理下外の活動中に発生した事故は、「日本スポーツ振興センター」の災害給付の対象とならないため、保険に加入することが望ましい。

*8 大会前に、学校独自の休養日・活動時間を設定して活動する一定の期間のこと。

4 文化部活動における事故防止

文化部活動には、激しい運動を伴う活動や野外活動、ボランティア活動なども含まれ、活動内容が多岐に渡っている。活動内容によっては、事故防止について十分配慮する必要がある。また、生徒の体調の急変等に対応しなくてはならない場合が考えられるので留意して活動する。

(1) 活動前における配慮事項

ア 連絡体制の整備と健康状態の把握

- ・校長は、学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアル（部活動中の事故を含む）を確立し、平素から文化部顧問・生徒・学校とともに共通理解が図られるようにする。
- ・校長は、各文化部顧問に対し、生徒の既往症（心臓疾患やアレルギーの有無 等）を事前に把握し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導する。
- ・文化部顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。
※参照 1：事故発生時の連絡体制

イ 安全点検（施設・設備・備品・用具・AED設置場所確認）

- ・校長は、各文化部顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。
- ・校長は、「危険等発生時（心停止）における心肺蘇生及びAED活用の指針」に則り、適切な対応を行うよう努める。
- ・校長は、各文化部顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、各文化部顧問を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、各文化部顧問が確実に使用できるように努める。
※参照 2：「危険等発生時（心停止）における心肺蘇生及びAED活用の指針」

(2) 活動中における配慮すべき事項

ア 体調の確認と円滑なコミュニケーション

- ・文化部顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。

イ 生徒自身の管理

- ・文化部顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

(3) 天候等を考慮した指導について

校長は、各文化部顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、下記の点について指導する。

- ア 高温・多湿時において文化部活動等が予定されている場合については、「小・中学校における熱中症事故防止について」に則り、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数情報等において、気温が35℃以上、または熱中症指数(WBGT)31℃以上となる時間帯は、屋外活動や文化活動(体育館などの冷房が効いていない場所での活動を含む。)を原則として行わない、熱中症指数(WBGT)28℃以上の場合には、参加する児童生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、児童生徒の健康管理を徹底する等、適切に対応する。

また、活動中に熱中症の疑いがある症状が見られた場合には「熱中症対応フロー」に従い、迅速に対応する。

※参照3：「小・中学校における熱中症事故防止について」

※参照4：「熱中症対応フロー」

- イ 雨天時等にやむを得ず活動する場合は、児童生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。

- ウ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

※参照5：落雷事故の防止について

※参照6：落雷基礎知識

(4) 大会や遠征等への参加について

県外及び宿泊を伴う活動については、「山形市立小学校・中学校管理規則 第4条の3」に則り、教育委員会の承認を受けること。

※参照7：「山形市立小学校・中学校管理規則 第4条の3」

参考資料：「部活動における生徒の移動等について」(平成30年4月)

県中学校校長会会長・県PTA連合会長・県中学校体育連盟会長・県中学校文化連盟会長名
練習及び大会会場への移動手段について

学校外の活動にあつては、生徒の移動手段について留意すること

➤ 公的交通機関を利用すること。

➤ 自転車を利用する場合は、交通ルール・マナーを遵守するよう、交通安全指導を徹底すること。

➤ 保護者の自家用車には、他の生徒を同乗させないこと。

補足：日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となる移動手段は、徒歩、自転車及び公的交通機関を利用し、その理由が妥当と認められた場合となる。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、生徒の文化部活動へのニーズが、友達と楽しめること、適度な頻度で行えることなど多様化している状況を踏まえ、性別や障がいの有無に関わらず、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られる体制を地域と共に考える。

具体的な例としては、季節ごとに異なる活動、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機づけとなるものが考えられる。

イ 校長は、山形市中学校文化連盟と連携し、少子化に伴い、単一の学校では特定分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の体制づくりを検討する。

また、山形市教育委員会においても、円滑に体制づくりが進むよう支援する。

ウ 山形市教育委員会及び校長は、当該校の教員が行うことが原則である生徒の引率について、学校の諸事情によりできない場合、山形市教育委員会の責任のもと他校教員の生徒引率を認めるなどの検討を進める。

(2) 地域との連携等

ア 山形市教育委員会及び校長は、県教育委員会とともに、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携及び民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での部活動を検討するなど、生徒の芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 山形市教育委員会は、各分野の関係団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域の芸術文化等の活動を推進する。

また、山形市教育委員会は、部活動指導員の任用・配置や、文化部顧問等に対する研修等、芸術文化等の指導者の質の向上に関する取組みについて、上記関係機関の協力を求める。

ウ 山形市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、適切な活動となっていること等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、「山形市立小学校及び中学校

の施設の開放に関する条例」に定められている学校においては、学校施設を開放する。

- エ 山形市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組みを推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

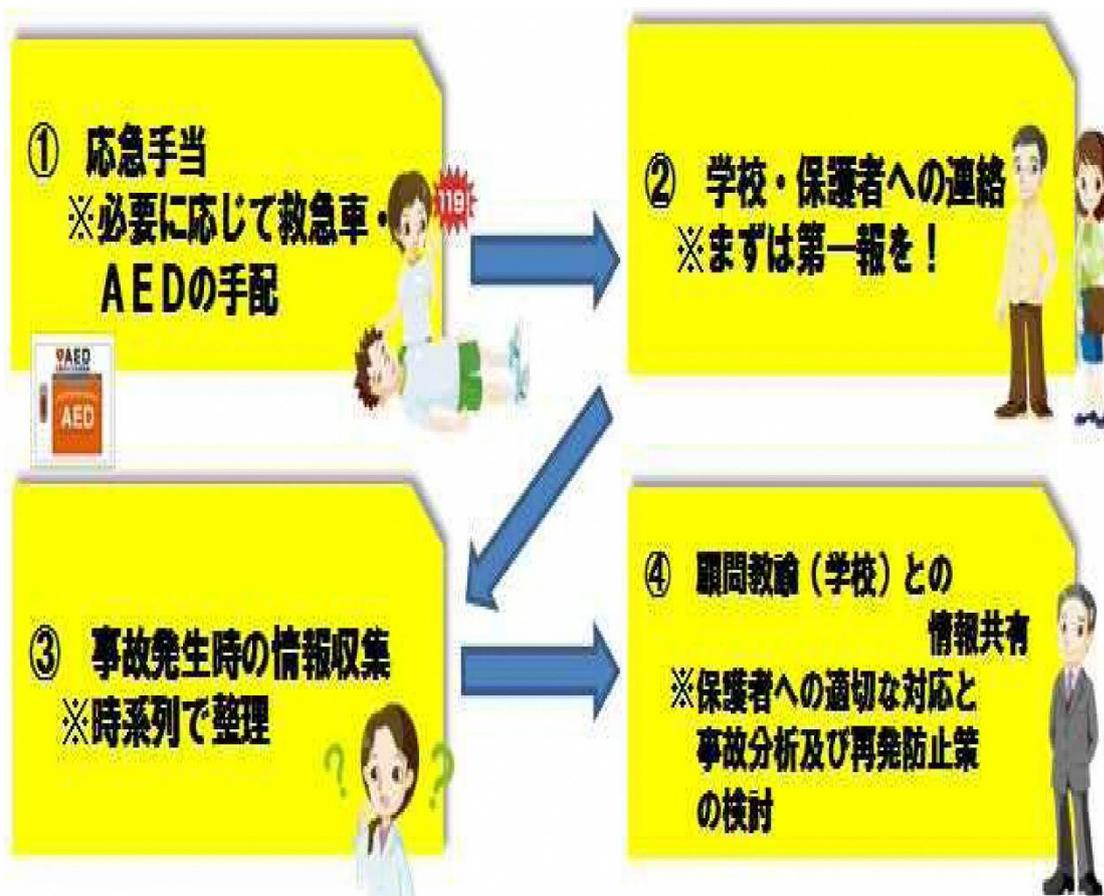
- ア 山形市教育委員会は、山形市中学校文化連盟及び文化部活動の各種大会等の地区内主催者に対し、当該連盟が主催する大会等において、上記5を踏まえ、複数校合同チームの編成及び大会参加のあり方についての見直しや、部活動と地域が融合した活動での大会参加等の見直しが行われるよう協力する。

また、大会等の規模もしくは日程等の在り方、外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを行われるよう協力する。

- イ 山形市教育委員会は、山形市中学校文化連盟と連携し、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握に努める。そのうえで、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事・催し等に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう大会等や地域の行事・催し等の見直しについて主催者及び各関係団体の理解と協力を得る。

- ウ 校長は文化部活動顧問とともに、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事・催し等を精査する。

(参照 1)

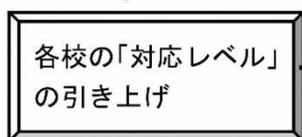


概要版

危険等発生時（心停止）における心肺蘇生及びAED活用の指針



検証 課題の明確化



ソフト面の改善 ……

ハード面の改善 ……

本資料は、学校保健安全法第29条の規定により各校に整備されている「危険等発生時対処要領」（危機対応マニュアル）の改善、並びに危険等発生時の学校現場の判断力と実行力の向上を図るために、今回発生した重大事案に鑑みて、「心停止」に焦点化してまとめたものである。

<本指針を活用して、各学校で対応いただきたいこと。>

- ◇ 「危機対応マニュアル」を改善する
- ◇ 心肺蘇生法講習会を実施し、現場の判断力と実行力の向上を図る

- ◇ AEDの適正な配置と運用を図る
- ◇ AED設置サインを改善する

AEDの適正配置と設置サインの改善

- 心停止から長くても5分以内にAEDが装着できる場所への設置が望まれる。
- AEDの位置を示す掲示、あるいは位置案内のサインボードなどを適切に掲示。
- 社会体育等による利用者も適切に誘導できる位置案内の工夫と強化が望まれる。

「危機対応マニュアル」の改善

- 「重大事案の発生」による新たな知見に基づいたマニュアル等の改善。
- 5年ごとに改訂される心肺蘇生法ガイドラインへの対応。
- 知識・経験の「陳腐化」を防ぐために、マニュアルや講習内容の不断の見直し。

心肺蘇生法講習会等による現場の判断力と実行力の向上

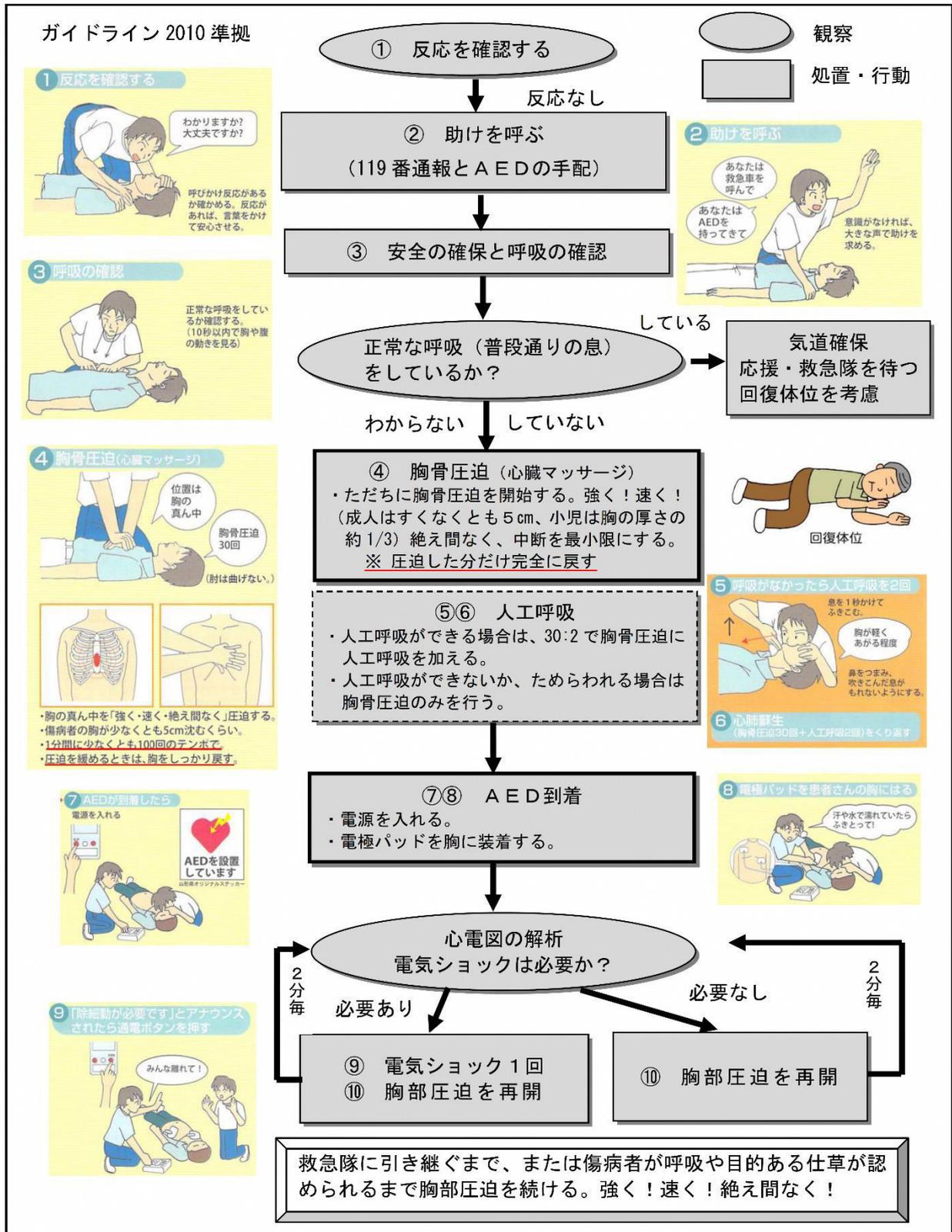
☆心臓突然死を減らすために最も重要なことは、人が倒れ、意識も正常な呼吸もなければ、119番通報とAEDを手配するとともに、迷わずに胸骨圧迫（心臓マッサージ）を行うこと。

- 心臓が突然止まった人に一次救命処置（心肺蘇生とAED使用）を行うと、救命の可能性が2倍高まる。
- AEDには診断機能があり、心停止でなかったとしても安全に使用できる。
- 119番通報し、正常な呼吸をしていないことを伝えれば、消防機関が電話で心肺蘇生法やAEDの使用法を助言してくれる。
- 何にも行動しないより、完璧でなくとも何かできることをした方が救命の可能性が高まる。

救急救命現場において果たすべき役割例

学年等	果たすべき役割
小学生低中学年	・助けを呼ぶ（大人を呼ぶ） ・救急車を呼ぶ（119番通報）
小学生高学年	・上記に加え、AEDを持ってくる。 ・大人の指示の下、一次救命処置の補助を行う。
中学生	・上記に加え、大人が現場にいない場合は、仲間と協力して一次救命処置を行う。
高校生	・一般（大人）と同様の役割を果たす。（一次救命処置を行う。）

一次救命処置(BLS : basic life support)の流れ <<心肺蘇生とAEDの使用>>



(参照3)

教(ス) 庁 内
平成31年4月1日

山形市立小・中学校長 様

山形市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

小・中学校における熱中症事故の防止について (通知)

児童生徒並びに教職員等の熱中症の事故防止のため、山形市立小・中学校における諸活動において、命を守ることを第一優先に考え、下記の事項に留意し対応をお願い致します。

1. 学校教育活動における留意事項

- (1) 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数情報等において、気温が35℃以上、または熱中症指数(WBGT) 31℃以上となる時間帯は、屋外活動や運動活動(体育館などの冷房が効いていない場所での活動を含む。)を原則として行わない。
- (2) 気温が35℃未満、または熱中症指数(WBGT) 31℃未満となる場合であっても、湿度が高い場合や日差しが強い場合には、活動内容を変更する等十分な対策を行う。
- (3) 活動を行う際には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の確保、活動前・活動中・活動後の児童生徒への健康観察などの十分な配慮を行う。特に熱中症の疑いのある症状がみられた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- (4) 部活動も学校教育の一環として位置づけられていることを踏まえ、部活動の練習試合も同様の扱いとする。

2. 高温や多湿時における行事等の扱いについて

- (1) 学校が主催する行事等においては、高温や多湿が予想されている場合には、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、実施する場合には、開催時間の短縮やプログラムの変更、参加生徒の適切な選別などの十分な配慮を行う。また、別に主催者がある場合には、これらの事項を主催者側に確認し必要に応じて要請する。

3. 熱中症対策に関する知識の啓発等について

- (1) すべての教職員は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)を熟読の上、熱中症予防や熱中症が発生した場合の適切な対応等について必要な知識を十分に身につける。
- (2) 本市教育委員会からの「熱中症の事故防止についての注意喚起(依頼)」(平成30年7月19日付)の指導のポイント等も参考としながら、熱中症に十分注意した活動を行い、熱中症事故が危惧される状況などにおいては、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応する。
- (3) 運動会や体育祭、プール、部活動等における熱中症対策について、事前に保護者に対しても周知を行い、理解を得ること。また部活動においては、熱中症指数等に準じた部活動配慮事項(別添参照)などを作成し対応することが望ましい。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター発行「スポーツ事故防止ハンドブック」より】

熱中症予防の原則

1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1～0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかがわかる。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないため、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

3 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

WBGT【湿球黒球温度】とは

○ 温度環境を評価する指標

WBGTは暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

(計算方法)

■ 屋外で日射のある場合

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。

■ 室内で日射のない場合

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

熱中症予防運動指針

WBGT	湿球温度	乾球温度	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。

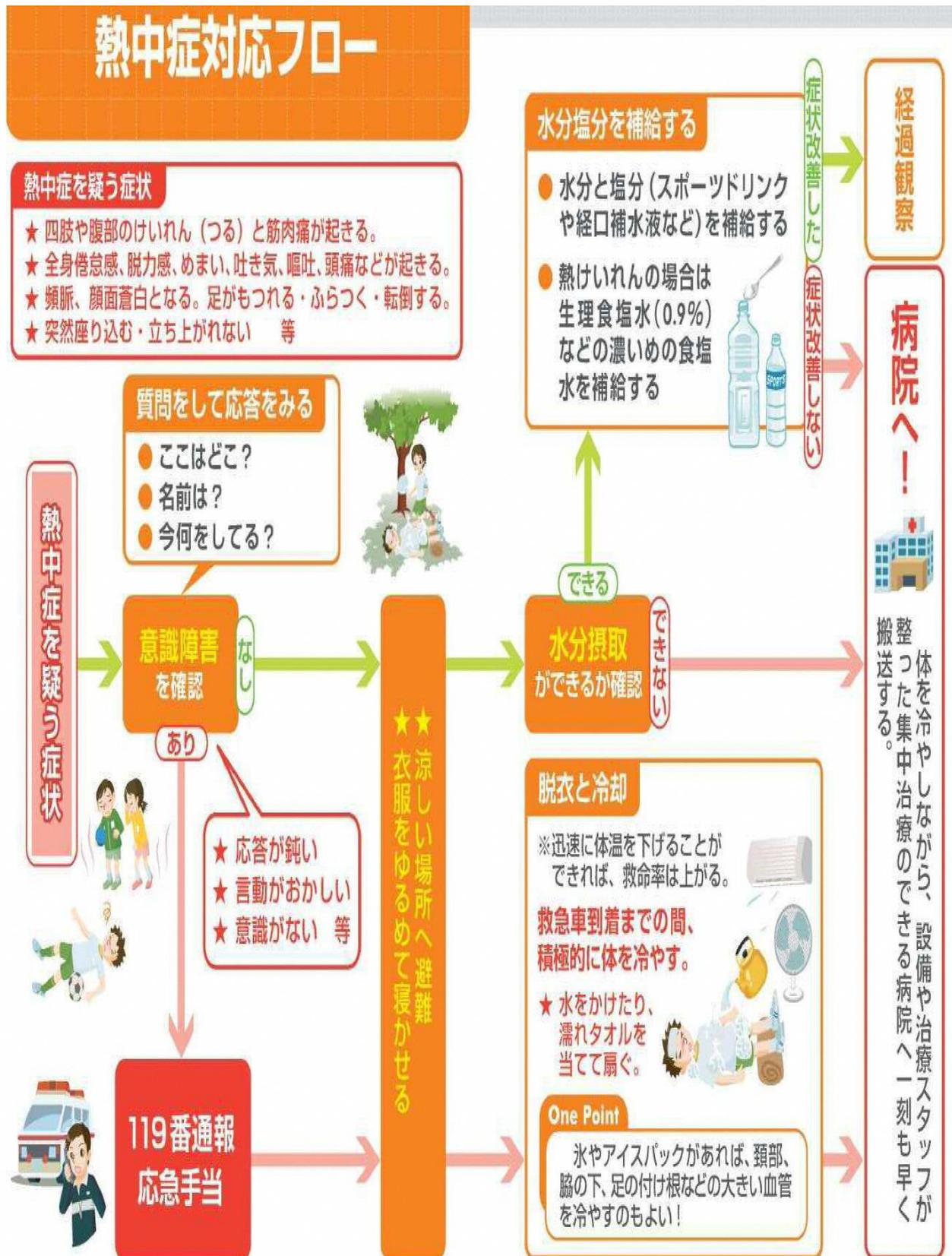
2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい条件の運動指針を適用する。

※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会)平成25年4月改訂」

【健康観察のポイント】

※活動をする際には、次にあげるような症状がないかどうか確認する。

一活動前のポイント一	一活動中のポイント一
①寝不足である。	①呼吸が非常に苦しい。
②朝食を食べていない。	②胸の中が、かきまわされるように苦しい。
③心臓がどきどきする。	③筋肉にけいれん・しびれ・強い痛みを感じる。
④頭が痛い。	④胸がしめつけられるように痛い。
⑤吐き気がする。	⑤吐き気がする。
⑥胸がしめつけられるように痛い。	⑥頭痛がする。
⑦めまいがする。	⑦足がもつれる。
⑧体温が37℃以上ある。	⑧顔色・唇の色が悪い。
⑨顔色・唇の色が悪い。	⑨めまいがする。
⑩顔が腫れぼったい。	⑩疲れが激しい。
⑪足がむくんでいる。	⑪冷や汗が出る。
⑫せきや鼻水が出る。	⑫寒気がする。
⑬足元がふらふらする。	⑬顔が赤く、ひどく汗をかいている。
⑭全身がだるい。	⑭ふだんと比べ反応や言動がおかしい。
⑮下痢をしている。	



(参照5) 落雷事故の防止について（平成30年7月文部科学省通知を参考）

- ① 事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画の変更・中止などの適切な措置を講ずること。
- ② 日本大気電気学会編「雷から身を守る—安全対策Q&A—改訂版(平成13年5月1日発行)」によると、
 - ・ 黒い厚雲が頭上に広がった際は、雷雲の接近を意識する。
 - ・ 雷鳴は、かすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難する。
※[安全な場所：鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス等の内部]
 - ・ 人体は、同じ高さの金属像と同様に落雷を誘引するものであり、たとえ身体に身に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けていたりしても、落雷を阻止する効果はない。
 - ・ 気象庁のホームページにおいて、詳細な地域分布と1時間先まで10分ごとの予報を確認できる「レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)」(<http://www.jam.go.jp/jp/radnow/>)等の情報が掲載されている。

(参照6) 落雷基礎知識（日本大気電気学会ホームページより抜粋）

- ① 雷は高いところへ落ちる！
 - ・ 平地で立った人と、低姿勢の人が並んでいた場合は、立った人へ落ちるとほぼ断定できる。万が一の場合は、姿勢を低く。
- ② 林や森の中も危険！
 - ・ 木の下は、木への落雷による側撃雷の危険性が高い。
- ③ 高い物体のそばは安全？
 - ・ 建物や車など周囲に何も無いところでは、コンクリート製の電柱のそばが安全といえる。物体が電気の伝導体で完全設置されていれば、そのそばの安全性は高い。

山形市立小・中学校管理規則

(昭和32年6月
教育委員会規則第5号)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、山形市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営に関する基本的事項を定め、学校の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 教 育 活 動

(教育課程)

第2条 学校の教育課程は、校長が、これを編成する。

2 前項の教育課程には、少なくとも、次の事項に関する計画を含むものとする。

- (1) 当該年度における教育指導の重点
- (2) 年間における予定授業日及び主要行事
- (3) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の時間数並びにそれらの月又は週ごとの年間配分
- (4) 各教科、道徳及び総合的な学習の時間の内容の月又は週ごとの年間配当並びに特別活動の計画の概要
- (5) 日課表

第3条 校長は、前条の教育課程を編成したときは、4月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は、当該年度終了後翌年度4月末日までに、その実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

(校外行事)

第4条 学校において、教育活動の一環として実施する修学旅行、キャンプ、登山その他これらに類する校外行事について、実施地が県の区域外にあるとき又は宿泊を要するときは、実施計画書を添えて、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 小学校における対外運動競技は原則として行わないものとする。ただし、山形市内又は隣接する市町村程度の区域内で行う場合は、この限りでない。

3 中学校における対外運動競技又は練習試合は、原則として県の区域内で行うものとし、実施地が県の区域外にあるとき、又は宿泊を要するときは、第1項に準じて教育委員会の承認を受けなければならない。合宿については、実施地が県の区域内にあると区域外にあるとにかかわらず、同様の手続きを経て行うものとする。

県内スポーツ・文化活動の承認申請書

- (1) 宿泊を伴う県内スポーツ・文化活動（主として部活動）
- (2) 大会参加（対外競技）、遠征（練習試合）、合宿等

平成 年 月 日

山形市教育委員会教育長 様

山形市立 学校長
氏 名 印

県内スポーツ・文化活動の承認について(申請)

下記により県内スポーツ・文化活動を実施（に参加）しますので、承認くださるよう申請します。

記

1. 活動の種類 （ (1) 大会参加 (2) 遠征（練習試合） (3) 合宿 ）
2. 団体(部)名
3. 期 日
4. 場 所
5. 大会の名称並びに主催者（大会参加の場合のみ記入）
6. 宿 泊 地
7. 参加学年並びに児童生徒数
8. 指導者職氏名
9. 費用概算並びにその出途
10. 交通手段
11. そ の 他

(市独自、用紙は学校で作成)

1. 根拠法規 管理規則第4条
2. 提出部数 1 部
3. 提出先 スポーツ活動は保健体育課、文化活動は学校教育課
4. 留意事項 (1) 実施計画・大会要項等を添付すること。
(2) 1か月前まで提出すること。
(3) 「1. 活動の種類」の項は、該当するものを記入すること。

県外スポーツ・文化活動の承認申請書

- (1) 県外で実施のスポーツ・文化活動（主として部活動）
- (2) 大会参加（対外競技）、遠征（練習試合）、合宿

平成 年 月 日

山形市教育委員会教育長 様

山形市立 学校長
氏 名 団

県外スポーツ・文化活動の承認について(申請)

下記により県外スポーツ・文化活動を実施（に参加）しますので、承認くださるよう申請します。

記

1. 活動の種類 （ (1) 大会参加 (2) 遠征（練習試合） (3) 合宿 ）
2. 団体(部)名
3. 期 日
4. 場 所
5. 大会の名称並びに主催者（大会参加の場合のみ記入）
6. 宿 泊 地
7. 参加学年並びに児童生徒数
8. 指導者職氏名
9. 費用概算並びにその出途
10. 交通手段
11. そ の 他

(市独自、用紙は学校で作成)

1. 根拠法規 管理規則第4条
2. 提出部数 1 部
3. 提出先 スポーツ活動は保健体育課、文化活動は学校教育課
4. 留意事項 (1) 実施計画・大会要項等を添付すること。
(2) 1か月前まで提出すること。
(3) 「1. 活動の種類」の項は、該当する番号を○でかこむこと。